

令和3年度 第2回蓮田市都市計画審議会会議録

招集日	令和3年10月18日(月曜日)	
開催場所	蓮田市役所 西棟 第3・第4会議室	
開催日時	開会 令和3年10月18日(月)14時00分 閉会 令和3年10月18日(月)16時15分	
出席状況	会長 金塚史朗	出席・欠席
	副会長 石井文枝	出席・欠席
	委員 須賀章好	出席・欠席
	委員 梅國智子	出席・欠席
	委員 長田哲平	出席・欠席
	委員 門井隆	出席・欠席
	委員 田部井稷人	出席・欠席
	委員 豊嶋遥	出席・欠席
	委員 石川誠司	出席・欠席
	委員 山田慎太郎	出席・欠席
出席職員	蓮田市長 中野和信 都市整備部長 増田吉郎 都市整備部次長兼都市計画課長 金子克明	都市計画課 副主幹 恩田聖之 " 主任 高橋良典 " 技師 齋藤凌
傍聴者	なし	
開会	(金子次長) 改めましてこんにちは。本日、お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 ただ今から、令和3年度第2回蓮田市都市計画審議会を開会させていただきます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。	
委嘱書交付	本日は、議事に先立ちまして、中野市長から蓮田市都市計画審議会委員の委嘱書の交付をさせていただきます。 お名前をお呼び致しますので、恐れ入りますがそのままの場所でご起立をお願い致します。  (中野市長より蓮田市都市計画審議会委員に委嘱書の交付) (10名の出席者へ委嘱書の交付)	
市長挨拶	続きまして、中野市長からごあいさつを申し上げます。	

<p>委員自己紹介</p>	<p>(中野市長)</p> <p>一言ご挨拶申し上げます。本日は令和3年度第2回目の都市計画審議会でございます。委員の皆様はお忙しいお立場の皆さんですが、全員ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、今回は、任期替えということもありまして、只今ご委嘱申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今更申し上げるまでもないですが、行政の進め方としては地方自治法第2条第4項で定められていた総合振興計画を策定し、これに即して事務を行わなければならないという定めがあったのですが、地方自治法の改正により第2条第4項は削除され、各自治体の判断によることになりました。しかし、蓮田市は昭和47年の市政施行以来、総合振興計画をベースにしてきましたので現在は議会で最上位計画として条例化して位置づけさせていただいているところでございます。</p> <p>その中でも、まだまだ発展途上、大きく転換しているまちでございますので、都市計画部門はとても大事であると考えているところです。従いまして都市計画審議会には、色々、具体的な案件までご審議頂いているところでございます。今後も、もっと計画行政をきちんと進めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日申し上げます「立地適正化計画」はまだ未決定の計画となります。今日はその中間報告が中心になるかと思えます。また任期替えということで会長・副会長の人事案件もお願いする予定でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>話は変わりますが、ワクチン接種事業について少しご報告させていただきます。事業がスタートした初期の頃はコールセンターがパンク状態となり直接お叱りを受けたこともありましたが、75歳以上の接種から始まり50歳以上、40歳以上、30歳以上と進み、現在は12歳の誕生日が来た方以上を対象としていますが、それぞれ90%を超える方に接種をしていただいている状況です。</p> <p>また話は変わりますが、昨日、埼玉県の大偉人である渋沢栄一のドラマを観まして、幕末から明治維新の時期に若い方々がいろいろなお立場で活躍されていたんだなと実感したところです。この会議にも若い委員さんがいらっしゃいますし、女性の委員さんも多くなってきました。いろいろな意味で、立地条件を生かした蓮田市の活性化に結び付くことができればと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>(金子次長)</p> <p>ありがとうございました。次に、今回は委員委嘱後初めての会議でございますので、恐れ入りますが委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>(順次自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(順次自己紹介)</p> <p>自己紹介は以上です。委員の皆様、よろしくお願いいたします。</p>
<p>出席状況確認</p>	<p>(金子次長)</p>

議事	<p>ここで、委員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>本日は、委員の皆様全員出席しております。なお、梅國委員と田部井委員から所用のため途中退席と伺っております。今現在全員出席ですが、会議が終わる時は8名ということになります。蓮田市都市計画審議会条例第8条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>(金子次長)</p> <p>それでは、ただ今から蓮田市都市計画審議会の議事に入ります。 まず初めに、議事1の「正・副会長の選出について」でございます。 現在、会長選出の議事を進行する議長となる会長が空席となっております。 ここで、会長選出の議事を行うため、仮議長の選出をお願いしたいと思ます。 いかがしたら宜しいでしょうか。</p> <p>(事務局一任との声)</p> <p>ただいま、事務局一任という意見がございましたが宜しいでしょうか。</p> <p>(異義なしとの声)</p> <p>では、これまでの慣例に従い、蓮田市都市計画審議会条例第3条第2号委員のなかで議員経験年数が長い 石川委員 に仮議長の職務に当たっていただきたいと存じます。</p> <p>石川委員に仮議長をお願いいたします。</p> <p>(石川委員)</p> <p>ただ今、指名いただきました石川です。 会長が決まるまでの間、私が仮議長の職を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いします。 本日の議事は、まず「会長の選出について」です。 会長の選出につきましては、資料にあります、蓮田市都市計画審議会条例第6条において、会長を置くことになっており、選出につきましては、選挙によりこれを定めることになっています。 なお、会長の選出につきましては、蓮田市都市計画審議会条例第6条第2項に「会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっております。 被選挙人につきましては、事前に事務局より送付されております資料の最後のページをお開きいただきますと、都市計画審議会委員名簿がございますが、1号委員と記載されている方が、「被選挙人」となります。 この中から選挙により選出していただくこととなります。 それでは、まず会長に立候補される方は、挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(挙手の確認)</p>
----	--

どなたも、立候補される方がいらっしゃいませんので、指名推薦の方法で選出したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

それでは、どなたか推薦していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(金塚委員との声)

ただ今、金塚委員にとご指名がありましたが、当審議会の会長として、金塚委員にお願いすることにご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

異議なしということですので、当審議会の会長を金塚委員に決定させていただきます。

会長が決まりましたので、議長の座を下ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(仮議長解任・会長就任)

**【石川委員、金塚会長 席の移動】**

会長挨拶

(金子次長)

それでは、金塚会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

(金塚会長)

引き続きという形になりましたがよろしく申し上げます。都市計画を運営していくためには皆様の闊達な意見があつてこそよりよい審議ができますので、皆様方のご協力をいただきながら運営をしていきたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

蓮田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会長は「審議会の会務を総理し、会議の議長となる。」ということですので、これより、本日の議事を進行させていただきますので、

皆様、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、「副会長の選出」を行います。

副会長の選出につきましては、蓮田市都市計画審議会条例第6条第3項に「副会長は、委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっています。

事前に事務局より送付されております資料の最後のページ、都市計画審議会委員名簿に記載された私以外の全ての方が「被選挙人」となります。

この中から、選挙により選出していただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、副会長に立候補される方は、挙手をお願いしたいと思います。

(挙手の確認)

	<p>どなたも、立候補される方がいらっしゃいませんので、指名推薦の方法で選出したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>それでは、どなたか推薦していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(石井委員との声)</p> <p>ただ今、石井委員にとご指名がありました。当審議会の副会長として、石井委員をお願いすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしということでございますので、当審議会の副会長を石井委員に決定させていただきます。</p> <p><b>【石井副会長 席の移動】</b></p> <p>石井副会長に、ご挨拶をお願いしたいと存じます。</p> <p>(石井副会長)</p> <p>副会長にご指名いただきました石井文枝です。よろしくお願いいたします。なにぶん普段は主婦ですので専門的なことは何も分からないのですが、今まで都市計画審議会には活発な意見が出ており、こんなにまちづくりに皆さん熱心にやられているんだなということを感じてきましたので、女性の代表ということもありまして、円滑な議論ができますことを楽しみに取り組ませていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(金塚会長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで、本日1番目の議題であります、正・副会長の選出について、皆様のご協力により無事終了することが出来ました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(金子次長)</p> <p>ここで、中野市長につきましては、他用がございますのでここで退席させていただきます。</p> <p>(中野市長退席)</p>
副会長挨拶	
資料確認	<p>(金塚会長)</p> <p>それでは、蓮田市都市計画審議会の次の議事に入ります前に、資料の確認を事務局をお願いいたします。</p> <p>(金子次長)</p> <p>事前にお配りした資料は、</p>

次第

資料1 蓮田市立地適正化計画（素案）

参考資料としまして、

- ・都市再生特別措置法（抜粋）
- ・蓮田市都市計画審議会条例、名簿

となっております。

また、本日、机上にお配りした資料は、

資料2 蓮田市立地適正化計画（パワーポイント資料）

資料3 「四季かおる つながり 安心 活(い)きるまち」の実現に向けて

＝着実に動き出した蓮田市＝

～子育て・教育・基盤整備を中心に～（A4両面）

となっております。

不足等ございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

（金塚会長）

議事を進める前に、次第にはありませんが、今回初めて委員となられたかたもおりますので、事務局で当日資料として「蓮田市の事業説明資料」を作成していただいたようです。初めにこちらについて事務局から説明をお願いします。

（都市計画課）

まず初めにA4両面刷りの縦の資料「四季かおる つながり 安心 活きるまち」の実現に向けて、と書いてある資料の説明をさせていただきます。その後、議事にあります立地適正化計画の説明をさせていただきます。パワーポイントの資料をスクリーンに写して説明しますが、スクリーンが見辛い部分もありますのでお手元に同じ資料を配布しました。それについては後ほど説明させていただきます。

それでは着座にて失礼致します。

会長からの話にもあったとおり本日から初めてご参加される委員の方もいらっしゃると思いますので現在蓮田市が取り組んでいる事業について簡単にご案内させていただきます。

表紙に「四季かおる つながり安心 活きるまち」と書いてありますが、こちらは市の最上位計画であります「蓮田市第五次総合振興計画」で市の将来像として掲げているものとなっております。この将来像の実現に向けて蓮田市でこれまで取り組んできたこと、今後取り組んでいく主な事業について1番から23番までの項目に分けてまとめています。本日は時間の都合で全てご紹介することはできませんが、主に都市計画審議会でお話してきた内容や都市計画部門に関わる内容について3点ほど抜粋してお話をさせていただきます。

まず2ページをご覧ください。蓮田駅西口第一種市街地再開発事業についてとなります。下の事業の整備状況という図の部分をご覧ください。こちら、昭和60年に都市計画決定されて以降、平成26年3月までに幹線道路及び駅前広場が完成しております。令和2年の12月には蓮田駅再開発ビル「プレックス蓮田」が完成しております。令和3年3月に区域内の緑地整備、事業の清算が完了しまして、都市計画決定から35年を経りましたが完了したものとなります。この都市計画審議会でも昨年の12月に完成したばかりの再開発ビルの視察研修

を行わせていただきました。

4ページをご覧ください。東北自動車道新蓮田サービスエリア（上り線）及びスマートインターチェンジのフルインター化についてとなります。元々黒浜地区内にありました東北自動車道蓮田サービスエリアの慢性的な混雑解消や利便性の向上、交通安全対策の強化などを目的とし、川島地区周辺に令和元年7月29日に上り線専用の新蓮田サービスエリアがオープンしております。やはりこちらも都市計画審議会として商業施設の「pasar(パサール)蓮田」の視察研修を行いました。

5ページをご覧ください。現在蓮田市ではスマートインターチェンジとして普通車・軽自動車・自動二輪車限定で東京方面への入口と東京方面からの出口が利用できるようになっております。図で言うとオレンジに塗られた部分と青で塗られた部分になります。蓮田市ではNEXCO 東日本のサービスエリア改築計画に合わせまして東北・宇都宮方面への入口と出口の設置を大型車対応するフルインター化を国・県・NEXCO 東日本・警察など関係機関と進めてきました。令和元年9月20日には蓮田サービスエリアのフルインター化について国土交通大臣から連結許可が下りている状況となります。また、黒浜地区内にある上り線サービスエリア、5ページの図で言うと真ん中の透明になっている部分、現在は閉鎖中となっている旧上り線サービスエリアと下り線サービスエリア、ここを2本の橋で接続して下り線専用のサービスエリアに改修する計画も現在進行中となります。今後も引き続き国・県・NEXCO 東日本・近隣市町などの関係機関、地権者や市民の皆様のご協力ご理解を得ながらフルインター化に向け整備を行っていきたいと考えております。蓮田サービスエリアの上り線につきましては、東京方面への入口、宇都宮方面からの出口の先行整備に着手している状況となります。

最後、3点目ですが6ページをご覧ください。蓮田都市計画事業（高虫西部地区土地整理事業）についてとなります。高虫西部地区につきましては蓮田市の北西部に位置しており、第五次総合振興計画及び都市計画マスタープランにおいて工業流通業務系ゾーンとして位置付けられており、市が産業団地の整備を最優先で進めている地区となっております。現在は市街化調整区域となっておりますが、産業団地を創出するため、次回第8回の区域区分の定期見直しの際に市街化区域への編入を目指しております。現在は地権者組織による土地整理事業の認定に向けた各種調整を、市、業務代行予定者のエムケー株式会社及び地元準備会で役割分担の上進めているところであります。こちらの内容につきましては来年度、都市計画審議会でも事業概要の説明や諮問という形でご審議いただくことになるかと思っております。担当は産業団地整備課となりますのでよろしくお願いいたします。

5ページ以降も事業について色々書いてあるのですが、都市計画部門に限定してお話しさせていただきました。

こちらの資料の説明については以上となります。

(金塚会長)

それでは、引き続きまして、蓮田市立地適正化計画についてのパワーポイントの説明をよろしくお願いいたします。

(蓮田市立地  
適正化計画に  
ついて)

(都市計画課)

本日は、事務局から立地適正化計画について途中経過報告させていただきました。

画面の下には、立地適正化計画を一言で表すものとして、仮の副題「持続可能なまちづくりの計画書」と記載させていただいております。

それでは、さっそくですが説明に入らせていただきます。説明時間は約45分を予定しております。

よろしくをお願いします。

本日の説明内容としましては、画面上の4本立てとしております。

「1. 立地適正化計画について」は昨年度までにこの都市計画審議会にて報告済みの内容ですが、今回、委員さんの改選があったことから、初めて立地適正化計画についてお聞きになる方もいらっしゃるのでは、あらためまして、立地適正化計画について概要を説明させていただきます。

最初に立地適正化計画策定の必要性について説明します。初期の段階としまして、人口密度の低下について説明します。下の囲みの中ですが、蓮田市の総人口は平成12年をピークに減少しています。人口減少とともに世帯あたりの人員数も減少しています。今後ますます空き家が増え、新規開発も少なくなる見込みです。人が住んでいた場所に隙間ができ、まちがスカスカになる「まちのスポンジ化」が懸念される状況です。人口密度が低下することにより、次のステップでは「商業・利便施設の撤退」が進みます。同じく下の囲みで簡単に触れさせていただきます。病院、スーパーなどの生活サービス、バスなどの公共交通機関は、多くの人に利用してもらうことで経営が成立します。今後、人口が減って利用者が少なくなると、経営が成り立たなくなり、結果として、市民の生活が現在よりも不自由になります。その結果、さらに人口減少が起きるというループが発生してしまう懸念があります。

それでは、この人口減少のループを打開すべく、現在策定している立地適正化計画とはどのようなものか、次のスライドで説明します。

下の囲みですが、

立地適正化計画とは、人口が少なくなった分、まちをコンパクトにする計画で、主に市街化区域を対象とします。住民の住まいを安全で暮らしやすく、生活サービス施設などが利用しやすい場所に誘導します。各施設が安定して利用されることで、生活サービス施設や公共交通の維持を図ります。誘導区域を設定し、中心市街地までネットワークでつながる「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進します。

文章だけでは、伝わりにくいので、視覚的に説明します。

スライドの左上が「昔」の状況です。丸で表示している市街化区域の中に一定の人口がいました。次に「今」では、人口が減少し、人と人の間に空間が生じています。そこで、立地適正化計画では、丸で表示している市街化区域をコンパクトにして、人口密度の維持を図るといったものです。

次のスライドに行きます。

次は、都市のコンパクト化にどのような効果がきたいされているか、について説明します。赤囲みの部分が期待される効果の例ですが、画面ですと文字が小さいので国の資料を用いて別スライドで4つほど紹介します。時間の都合で説明は簡略化しておりますが、イメージを持っていただければと思います。

1つ目、都市がコンパクトになることで、生活利便性の維持向上があげられます。ここでは、1例として、ホームヘルパーの移動距離短縮が図られ、「人手不足緩和の効果」があげられています。

2つ目は地域経済の活性化につながるという効果が期待されています。



これは富山市の例ですが、公共交通を利用する人はマイカー利用よりもまちなかの滞在時間が長く、消費が多いとのデータがございます。次に進みます。

3つ目は行政コストの削減等が挙げられています。

都市のコンパクト化により、インフラの維持管理の合理化や行政サービスの効率化。健康増進による社会保障の抑制が図られるというねらいです。

4つ目は、地球環境への負担の低減があげられています。

都市の人口密度が高いほど、自動車エネルギー消費量が下がるものとされます。次です。

こちらをご覧ください。

このグラフは、人ひとりを1 km運ぶのに排出するCO<sub>2</sub>を示しています。都市をコンパクト化することで、自家用車の利用が少なくなり、環境負荷の低減を図ることができるとされます。次です。

こちらは、環境省がホームページで啓蒙している2100年の天気予報です。

都市計画を含む環境対策を何も実施しないと、このままでは2100年には東京で43度を超える気温になるとの試算が公表されています。次、いきます

一旦、ここで都市のコンパクト化について、よくある誤解を説明します。

1つ目、都市のコンパクト化は、すべての人口の集約化をするものではないということです。農業従事者が農村部に居住するのは当然であると考えられます。

また、立地適正化計画が市街化区域において、居住誘導区域を設定するように、一定のエリアにおいて人口密度の維持を図るものです。

2つ目は、都市のコンパクト化は、強制的な誘導ではなく、インセンティブを講じながら、中長期的な時間をかけながら居住の集約化を推進するものという点です。居住誘導や都市機能誘導という言葉の印象で、懸念を抱かれることもございますが、都市のコンパクト化は、あくまでも中長期的な取組で緩やかな誘導を目指すものでございます。

3つ目は、誘導区域の設定による地価水準への影響についてです。都市のコンパクト化は、中長期的な取組であって、急激な地価変動は見込まれておりません。また、他の自治体でも立地適正化計画による地価への影響は、見受けられない状況です。次行きます。

これは、埼玉県内の立地適正化計画の策定状況一覧です。立地適正化計画は、原則、市町村単位で作成します。黄色と緑で示している16市町が策定済みで、蓮田市及び青の11市町が策定中です。次行きます。

ここで、あらためて、立地適正化計画について説明します。

立地適正化計画とは、人口減少下においても、医療、福祉、商業等の必要な生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせる都市を作るための計画です。

立地適正化計画では、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、市町村ごとに「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」を定めるものです。右の囲みの中をご覧ください。立地適正化計画の範囲としましては、蓮田市全域となりますが、市内は赤い線を表示している市街化区域と都市化を抑制する市街化調整区域に分かれています。立地適正化計画では、この市街化区域の中にさらに居住誘導区域、及び都市機能誘導区域を定めるものです。次のスライドからは、今回設定する居住誘導区域と都市機能誘導区域をどのように設定するか。見ていきたいと思えます。居住誘導区域の設定について説明いたします。

図の青色で着色されているところが居住誘導区域ですが、定義としましては、国の手引きによりますと、i)生活利便性が確保される区域とされます。これは、市街化区域のうち、各エリアにおいて駅などの中心市街地や市役所などに公共

交通でアクセスできる区域とされます。続きまして、ii)生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲の区域とは、病院や商業施設などの生活サービス機能の持続的確保＝将来人口密度が維持される区域とされます。

iii)の災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域とは土砂災害や地滑りなどのリスクが低い区域とされます。このリスクの程度については後程の「防災指針」で詳細を説明させていただきます。次のスライドに行きます。こちらのスライドは、居住誘導区域を設定する根拠として、作成した資料を抜粋しています。居住誘導区域の設定は、将来人口密度や公共交通圏域などから定めるもので、これらを総合的に勘案してエリアを設定します。事前にお配りしている素案では、第3章において、さらに多くの項目と、分析結果を記載しております。

以上を踏まえまして、こちらが蓮田市の「居住誘導区域」としてしています。

地図上の着色している部分が市街化区域で、オレンジ色が居住誘導区域、緑色が市街化区域内の居住誘導区域外となります。蓮田市では、市街化区域のうち、現在の蓮田スマートインターチェンジ周辺の工業専用地域と桜ヶ丘地区を除く区域を居住誘導区域とします。なお、居住誘導区域の定義、考え方は自治体により細部で異なりますが、蓮田市では、「将来にわたり、人口密度の維持を図る区域」としてしています。次に進みます。

続きまして、都市機能誘導区域の設定について説明いたします。都市機能誘導区域は国の手引きによれば、各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域とされます。

スクリーンの図では、この部分が都市機能誘導区域に設定しています。

こちらは、都市機能誘導区域の拡大図です。

昨年度の都市計画審議会でご検討いただいたとおり、蓮田駅周辺と蓮田市役所周辺を都市機能誘導区域に設定し、都市機能誘導施設の集約を図るものとして進みます。

こちらは、都市機能誘導区域に誘導すべき誘導施設の一覧です。代表的なものとしましては、保育所や大規模商業施設、病院などです。こちらの表にある施設については、都市機能誘導区域外に立地する場合や誘導区域内で廃業・休業する場合に届け出の対象となります。

ここまでの、過去の都市計画審議会に中間報告し、ご検討いただいた内容の概要となります。

それでは、ここからは本審議会への新たな報告事項としまして、立地適正化計画の一部である防災指針及びその他についてご報告させていただきます。

本審議会のご議論、ご検討もこれ以降を中心にしていただければと思います。

まずは「防災指針」の概要について説明いたします。こちらをご覧ください。

これは国の資料を引用したのですが、少し文字が小さいので、お手元の資料もご活用ください。近年、日本全国各地で急激かつ甚大な自然災害が頻発しています。ここにあるもの以外にも令和元年9月台風など、記憶に新しいところ。次行きます。

このような状況を受けまして、国では、激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正しました。この改正内容に③立地適正化計画の強化が位置づけられました。主な改正内容は左側のイラストにあるとおりですが、少し拡大させていただきます。内容の1つ目は居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則、除外するものです。これにより、土砂災害特別警

戒区域や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域に指定できません。2つ目は居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成が位置づけられたところです。これは、災害レッドゾーンから1段階下がった災害とされるイエローゾーンを居住誘導区域に含める場合には、新たに「防災指針」を定めることが必要になりました。蓮田市の居住誘導区域についても、イエローゾーンに分類される浸水想定区域を大いに含むことから、今回、防災指針を作成するものです。ここで防災指針の立ち位置について、整理させていただきます。青色で示している立地適正化計画の中に居住誘導区域を設定しました。しかし、蓮田市の居住誘導区域の中には、災害レッドゾーンはないものの、災害イエローゾーンである浸水想定区域を一部含んでいます。

そのため、浸水想定区域を含みつつ、居住誘導区域を定めるため、ここに防災指針を定めるものです。

なお、防災指針の立ち位置としては、浸水想定区域内の居住誘導区域に対応するものですが、施策や取組を検討する段階では、市全域の防災に関する考え方も踏まえた上で、地区別の詳細について、検討することになります。それでは、次のスライドに行きます。

こちらは先ほどのスライドです。黄色で示している自治体が防災指針作成済みとなります。実のところ防災指針につきましては、昨年度の法改正ということもありまして、事例が全国でも少なく、埼玉県では秩父市のみとなっています。そのため、都市計画課では手探りで進めてきた部分がありますが、今回、何とか形になりつつある中で、皆様にご報告させていただきます。至らぬ点もあるかと思いますが、ご理解、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、防災指針策定の流れを説明いたします。なお、以後のスライドも含めまして、事前配布しました非常に厚い資料の掲載ページをスライドのタイトルに記載しております。このスライドでは、【p. 7-2】が資料の掲載ページとなっています。

それでは、防災指針策定のフローですが、まず①市全域における災害の種別を「地震」と「洪水」とし、災害に関するリスクを様々な角度で分析します。

次に②市全域から地区別に踏み込んで、詳細分析し、課題の整理・把握を行います。そして③リスク分析、課題抽出の結果から、防災まちづくりの基本方針及び取組方針について検討し、最後に、④防災まちづくりの将来像を実現するための具体的な取組、スケジュール、目標値を定めて、事後に検証する流れとしています。以上が策定フローです。

次のスライドでは、具体的にどのように分析するのか説明いたします。

災害リスクの分析と課題の抽出ですが、国の手引きでは、市町村における災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせにより、分析・抽出するものとされています。この内容を視覚的に表現しますと、このようになります。

まず一番下から今回設定する居住誘導区域がありまして、そこに蓮田市のハザード情報や蓮田市の避難路・避難施設、蓮田市の都市機能・生活基盤の立地状況や人口分布などの都市計画情報を重ねた図を作成し、そこから分析、課題の抽出を行います。このような手順をとおりまして、今回、防災指針を策定しました。それでは、実際に蓮田市の防災指針について、見ていきたいと思えます。前提条件としまして、蓮田市で想定する災害ハザードは「地震」と「洪水」の2種類としています。災害の規模としては、それぞれのハザードマップに準拠しています。また、蓮田市には、土砂災害警戒区域や急傾斜崩壊危険区域、地滑り防止区域などの土砂災害に関するハザードはありません。今年の7月に静岡県熱海市で発生した伊豆山土砂災害の原因とみられている大規模盛土造成

地についても蓮田市にはありません。次に進みます。まずは、地震のリスクについてですが、この図は市全域の地震に関する災害リスク評価図です。この図は地震ハザードマップで想定される最大被害と市内にある建築物の建築年月日及び建築物の構造を基に作成しました。少し拡大してみます。この図では、市内の建物倒壊危険度を数値ごとに色分けしており、ある程度の連坦があるエリアを紫色の網掛けで表示しています。網掛けの一団の面積が大きい地区では、地震発生時に多くの建物が倒壊し、火災による延焼や避難路の閉塞などが同時多発的に起こることにより、人命救助に支障が出るのが考えられ、建物被害だけでなく人的な被害が大きくなるのが懸念されます。次に進みます。

続きまして【洪水リスク】についてですが、洪水規模は最大規模降雨時（L2）を想定しています。この図は床上浸水想定区域です。一般に徒歩による避難が困難となる床上浸水相当である50cm以上の市街地・集落を抽出し、赤の斜線囲みで表示しました。こちらも拡大してみます。主に元荒川周辺の市街化区域内で斜線囲みのエリアが発生しています。次に進みます。この図は浸水被害長期化想定区域です。L2のシミュレーション時は、氾濫の対象となる大規模河川だけでなく、中小河川についても水位が高い期間が継続するため、長期にわたって浸水が継続することが想定されます。図では1週間以上浸水が継続するエリアに紫色の網掛けをかけています。この図も市街地を中心に拡大してみます。元荒川の左岸、において浸水がなかなか引かない状況であり、特に緑町地区において浸水が継続することが見受けられます。次に進みます。

この図は内水被害実績を表示した区域です。内水害は短時間で大量の降雨が起きたときに市街地で発生しやすく、河川の破堤や溢水がなくても発生する可能性があります。拡大図を見ますと市街地の中で、西新宿西城地区や緑町で内水被害実績が確認できます。ここまで、防災指針の対象となる災害リスクについてみてきました。続きまして災害が発生した際の避難リスクに関する評価を行います。次に進みます。

避難に関するリスクです。本市は、元荒川沿いに市街地が形成されており、公共施設を中心に避難所の整備を行っていますが、低地が広がる地域では、周辺が浸水することが想定されている避難所があります。また市内には鉄道や高速道路などの分断要素もあることから、徒歩による避難が可能かどうかを確認することが必要で、避難路までの経路が50cm以上の浸水想定となっている場合には、浸水に先立つ避難が必須であり、避難所への補給面でも支障が出る恐れがあります。

この図では、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として設置している指定緊急避難場所までの徒歩による到達距離を算出したものです。徒歩による避難限界距離は2kmまでを想定しており、2kmを超えるエリアは市街地には存在しませんが、北部の集落の一部がこれに該当します。次に進みます。

この図は、町丁目別人口と避難所を示したものです。緑色で囲まれた居住誘導区域内では、従来の地震等の被害想定に基づいて、人口分布に応じた避難場所が配置していますが、最大降雨時には広い範囲で面的に被害が出ることから、浸水想定区域内及び周辺の避難所の収容容量は明らかに不足することとなり、発災に先立って広域避難や縁故避難などを呼びかけることが必要になると考えられます。併せて、感染症の拡大を防止するため、より多くの収容人員を確保していくことが課題となっています。市街地を拡大します。

椿山や藤の木など、収容容量は明らかに不足している状況です。繰り返しになりますが、発災に先立った広域避難などが重要な課題といえます。次に進み

ます。

この図は、町丁目別の避難行動要支援者数と避難所を示したものです。市内には避難行動要支援者が約 2600 人いますが、避難所のうち、福祉機能を提供できる「福祉避難所」に指定している避難所は 3 か所で、収容人数は合計で約 1000 人であるため、先ほどと同様に他の自治体等との連携による広域避難などを検討していくことが必要としています。市街地を拡大します。

円の大きさを人数規模を示しています。細かいですが、椿山や緑町の割合＝円の大きさが、先ほどの町丁目別よりも高くなっています。次に進みます。

ここまで、蓮田市全域を対象に災害リスクを確認してきました。ここからは居住誘導区域の地区別に落とし込んで課題抽出を行います。

この図は、ここまでの地震と洪水の災害リスク情報を重ねた図になります。次のスライドをご覧ください。

市では、災害リスクを分析した結果、居住誘導区域を 1. 西新宿・西城地区、2. 元荒川東岸地区、3. 元荒川西岸地区の 3 地区に区分しました。

次のスライドから地区ごとに詳細を確認していきます。次に進みます。

3 地区のうち 1 つ目は元荒川東岸地区としまして、元荒川と県道さいたま栗橋線に挟まれた西城及び西新宿などから構成するエリアとしました。

1000 年に一度の最大降雨時に利根川等が破堤し、洪水が発生した場合、A) 区域内には、切迫避難に対応できる垂直避難建物がない状況です。また、B) についてですが、利用できる避難所は地区外東側の黒浜北小学校及び黒浜西中学校となります。この地区は最大で一週間にわたり浸水が継続することが想定されており、避難が長期化することが予想されますが、C) 避難者受け入れ能力が不足していることが予想されます。次に D) についてですが、浸水が始まると避難方向である西から東の移動が困難になるエリアが多くあることから、洪水時の避難は実際に浸水が始まる破堤後 10 時間までの間に完了する必要があると考えられます。E)、浸水前に円滑に避難できるよう、日ごろから避難所についての周知や訓練が必要であり、各地点での想定浸水深や洪水時避難所の案内標識の設置などの対策が必要と考えられます。

F) また、この地区は大量降雨時にたびたび内水はん濫が発生しておりますが、内水被害の頻度を減らすためのハード整備やソフト整備が必要と考えます。

続きまして、次の地区について説明します。

2 つ目の地区は元荒川東岸地区としまして、椿山、緑町及び藤ノ木などから構成するエリアを設定しました。

このエリアでは、A) 東側の高台を除くほとんどのエリアで、垂直避難建物がなく、0.5m～3.0mの浸水想定区域となっています。

B)、主なエリアである椿山や緑町では、地震の際の建物倒壊危険度が高い区域とも重なっており、建築物の耐震化促進等による防災性向上が課題となっています。

椿山及び緑町では最大降雨時の浸水継続時間が 1 週間を超えることが予想されますが、地区内には洪水に対応する避難所がなく、北側の黒浜西中学校や東北自動車道を超えた黒浜小学校または黒浜南小学校が洪水時の避難所となります。D) この地区では、鉄道や東北自動車道によって避難ルートが限定されており、これを踏まえた周知や訓練が必要と考えます。

E)、F)、G) については、前の地区と同様であるため、省略させていただきます。次の地区を見ていきます。

3つ目の地区は元荒川西岸地区としまして、元荒川と綾瀬川に挟まれたエリアを設定しています。

この地区では、元荒川西岸の関山・桜台地区及び綾瀬川東岸の山ノ内・綾瀬地区が最大降雨時に浸水深0.5m～3.0mの浸水想定区域となっています。

人口密度が高い中心市街地であり、避難所は概ね適切に配置されていますが、C)一部の避難所は浸水想定区域にあります。浸水想定区域から近い洪水時避難所は蓮田中央小学校、図書館、勤労青少年ホーム、中央公民館などです。D) 駅前の行政センターは、帰宅困難者の避難場所として位置付けています。

E) 浸水想定区域に含まれる桜台の周辺には洪水時避難所が配置されていない状況です。

F)、JR 東北線のアンダーパスが2か所あり、浸水時には通行できない可能性があります。

G) 駅周辺において避難施設が不足している傾向があり、公共施設の整備や市街地整備に合わせて、防災機能の導入が課題として挙げられます。

併せて、駅周辺には地震時に建物倒壊危険性が高い地区があり、建物の耐震化が課題となっています。

以上、居住誘導区域を定めようとする地区を3つに分けまして、詳細を見ました。

次のフローでは、これまでの市全域及び地域別に課題を抽出してきた内容と、立地適正化計画の上位計画である都市計画マスタープランや総合振興計画、地域防災計画を踏まえて、防災まちづくりの将来像、基本方針、基本目標を記載する流れとしています。

防災まちづくりの将来像としては、「現存する災害リスクを認識し、将来にわたって市民生活や都市を受け継ぐことができるよう、市民と行政がともに手を携えて災害に強いまちづくりを進めます。」としています。次のスライドに行きます。次は、取組方針についてです。

本計画では主に居住誘導区域の防災対策・減災対策・安全確保策の充実に繋がる具体的取組を位置付けるものとし、都市全体の防災対策・減災対策・安全確保策、発災後の復旧に係るその他の取組については、別途定める地域防災計画や、国土強靱化計画、各種施設整備計画等と調整を図るものとしします。

防災指針では、居住誘導区域の地区ごとに、リスク回避とリスク低減に大別し、さらに「ハード対策」、「ソフト対策」、「土地利用規制」の3点にわけて記載しています。次のスライドに進みます。

こちらは、3地区のうち、元荒川東岸地区を例に挙げて目標値の設定について説明します。資料では、p. 7-38 ページになります。

先ほど説明したとおり、地区別において、まずは、リスク回避とリスク低減に分類し、取組方針を記載しております。詳細は割愛させていただきますが、3地区すべてにおいて、それぞれの取組方針を記載しております。

こちらは、防災指針における目標値の設定です。

項目としては、自主防災組織の加入率と重点整備避難路の整備率を設定しています。この項目については、庁内検討会議及び庁内掲示板での意見募集からでた意見を踏まえて、設定しました。

右側の現状値及び目標値については、現在集計中です。ご了承ください。

また、編集作業によりますが、この指標自体、第7章で特出しせず、立地適正化計画の全体の指標の中にとりまとめる可能性がございます。

ここで、ここまで見えてきました防災指針について簡単にとりまとめました。

防災指針とは、いわゆるイエローゾーンである浸水想定区域等を居住誘導区

域に含めることについての説明付けとなっています。

また、防災指針とは、地区ごとに災害に関するリスク分析、及び取組方針を示すことによって、住民と行政がともに災害への意識を高める効果が期待できるものと考えております。

3つ目になりますが、防災指針とは、住民の安全の安定を図ることから立地適正化計画が目指す「持続可能なまちづくり」に資するものと考えております。

防災指針の説明は以上となります。

続きまして、残りの第8章から第10章まで説明させていただきます。

第8章と第9章は関連がございますので、まとめて説明させていただきます。第8章では第4章で定めたまちづくりの方針ごとに誘導施策の考え方を記載していき、第9章では、立地適正化計画の誘導施策の目標となる指標を掲載しています。

スライドの左側のカラーの囲みは第4章で定めましたまちづくりの方針です。

右の白黒の囲みにつきましては、事務局で提示させていただきました指標ですが、皆様のほうでより適した指標がございましたら、後日でも構いませんので、お知らせいただければと思います。それでは、1つ1つ見ていきます。

①2つの拠点への都市機能誘導再編による都市の魅力向上を図るための指標としましては、都市機能誘導区域内の公共施設の延べ床面積比率としています。

同様に②誰もがまちに出たくなる、歩いて居心地のいい市街地空間づくりの指標としましては、駅周辺の歩行量の増加、公共空間を利用したイベント開催数としています。

③子育て世代に選ばれる子育てしやすい街なか環境の形成の指標としましては、育児中の来客への配慮を行う施設・店舗の増加や駅周辺における交通事故件数の減少を指標としました。次に進みます。

続きまして、立地適正化計画は、計画期間が20年ですが、概ね5年で評価、分析、検討を行うものとしています。

今回は、初めての策定ということもあり、不完全な部分や今後、新たな観点が必要になることもあるかと思いますが、今後発生する事案につきましては、

5年をめぐりに実施する見直しの検討の中で、盛り込んでいければと考えています。次のスライドに行きます。

第10章は届出制度となります。

まずは、居住誘導区域外の届出制度について説明します。対象地区は、市街化区域のうち工業専用地域と桜ヶ丘地区となります。

居住誘導区域外において、a3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合やb敷地面積が1,000㎡以上の開発行為をする場合、

開発行為を伴わないケースでは、a3戸以上の住宅を新築しようとする場合やb建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合には、工事の着手の30日前までに届出が必要となります。

続きまして、都市機能誘導区域の届出制度です。第6章で定めました都市機能誘導施設についてですが、誘導区域外において誘導施設を含む開発行為や建築等行為を実施する場合に届出が必要となります。

また、区域内にて誘導施設を休廃止する場合にも同様に届出が必要となります。

次に進みます。今後のスケジュールについて説明します。スライドが見にくい方は、お手元の紙をご覧ください。

まず本日を赤い点で示しています。本日の都市計画審議会では根本的な修正が

なければ、本日のご意見等を踏まえたうえで、素案を関東地方整備局から国土交通省に提出いたします。その後、完成版に近い形でもう一度課長級職員で構成する庁内検討会議及び市長はじめ部長級から構成する策定委員会へと進みたいと考えております。その後、次回都市計画審議会に再度報告した上で、年末からはパブリックコメントを実施予定でございます。パブリックコメントの結果をもって、また庁内検討会議、策定委員会へと進み、あくまでも支障がないようでしたら、3月の都市計画審議会を経て公表へ進みたいと考えています。

公表につきましては、年度末または4月1日を見込んでいます。皆様におかれましては、今年度末までご面倒をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、事務局からの説明を終了させていただきます。

本日は、見づらい点もあったかと思いますが、ご容赦いただけますよう、よろしく申し上げます。ご清聴いただきましてありがとうございます。

(金塚会長)

それでは、ただいまの説明に関しまして何かご質問ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

他に、ご意見ご質問等ございますか。

(山田委員)

議会の一般質問で防災について質問させていただいたことがあります。立地適正化計画については今回かなり力を入れて検討いただいたということで、第8章についてお聞きしたいと思います。p.8-5の空き家・空き地活用に向けた枠組みの検討というところです。私の住んでいる見沼町でも空き家が出始めており、他市町村では若い人に貸し出すなどの取組が進められていると思いますが、蓮田市でも何か考えがあればお聞きしたいです。

(都市計画課)

立地適正化計画については最初に説明させていただいたとおり、人口が減少して人と人との間に隙間ができて人口密度が薄まっていくということで、空き家対策も非常に重要だと考えています。居住誘導区域を定めることによって人口を誘導する。都市機能誘導区域を定めることによって施設をコンパクトにまとめしていく。合わせて空き家バンクを活用する、空き家・空き地を別の目的に活用していくということを踏まえて考えています。コンパクトシティの取組によって空き家対策にも繋がるのではないかと事務局では考えています。

(金塚会長)

空き家については、近くに暮らす人、地元に住んでいる人はよくわかっていると思います。田部井委員のほうにはそうした情報は入っていますでしょうか？

(田部井委員)

市役所として空き家対策に取り組んでいるので、市に連絡が来たものに関しては宅建協会に連絡がきます。ただ、現状では数件しか来ていません。実は空き家はどんどん増えていて空室率も上昇している状況です。しかし、相談件数は少ないです。不動産業界の意見としては、市のほうから受け身ではなく空き家オーナーに問い合わせをしてもらえれば、活用に繋がると思っております。他の自治体ではそのような取り組みがあると聞いています。市の活発な動きに



期待しているところです。いきなり不動産屋に相談するのは怖いというイメージもあると思います。そのためスタートとして市から問い合わせをしていただくのが良いかと思っています。

(金塚会長)

課題整理をしていただいているが、先が読めない部分があると感じています。居住誘導区域の中がスポンジ化してくるということも考えられるので誘導していくことが必要になると考えられます。私は都内に実家がありましたが、空き家の状態でしばらく置いたままにしていました。やはり相談のタイミングが分からなかったです。うまく行政がアプローチして、不動産売買という形だけではなく、防犯上の問題や街をどうしていくのかという視点で行政が一枚噛んでいくということが求められています。具体的な取組案内については今後考えていくということでしょうか。

(都市計画課)

立地適正化計画を作った一番の目的は、この計画があることにより今後蓮田市が何かをやろうとなった時に国からの補助の嵩上げなどを受けられるようにすることです。今のうちから策定しておいて将来様々なことに使える形にしておこうという考えです。

(金塚会長)

防災指針についてですが、大雨が降った時に地区ごとの防災の課題を整理していますが、宇都宮線が分断要素になっていてアンダーパスが2箇所ありますが、そこを避けて通らなければなりません。避難する場合、どうしても私たちは車を使ってしまいます。そうした際に問題箇所が思い浮かぶと思いますが、それを課題として位置付けて対策していくというイメージが見えないので、庁内の他の部署に対策をお願いするということはあるのでしょうか。

(都市計画課)

基本的には第9章に具体的な取り組みを記載しています。第9章についてはまだ細部まで詰められていない部分もありますが、目標を設定した項目が5年後に達成されているかどうかという評価をして計画を見直ししていくことになっています。第7章の防災指針については、地震は震度6強から7、洪水については1000年に一度の規模という最大の想定で定めています。想定しうる最大の災害について行政と市民がお互いに把握して、災害に備えて指標を一つひとつクリアしていこうという形の計画になります。

(増田部長)

防災指針等を作って、その後の市の対策はどうするのかという話でした。計画を作っただけで都市計画課で完結してしまえば計画を作っただけで終わってしまいます。防災に関しては危機管理課、空き家については建築指導課などが担当課になっています。計画を作るにあたって各課の意見を聴取しながら進めてきましたが、今後、目標値の設定や具体的な施策の検討を進めていかなくてはなりません。一つの論点として空き家の話が出ました。空き家は増えてきています。蓮田市では不動産業協会とともに今年3月に空き家バンクを始めたところですが残念ながら実績がありません。なぜかという空き家バンクに登録しなくても、ある程度は不動産市場で物件が動くからという面があります。適

正管理がされていない空き家については防災上危険なので税務情報なども利用しながら所有者に対策を促しています。防災関係に関しては全国で大雨や地震が頻発している状況です。蓮田市は大規模な盛り土はありませんが地形的に危険な箇所もあるのでそうした危険箇所の対策強化、災害が起こった時の対策強化が課題です。今お話があったような災害時に車で避難するというような選択があるかと思いますが、車での避難はリスクが伴います。浸水した中で車を取り残されるとドアが開かなくなる危険性があります。そのため市としては徒歩により避難所に避難してほしいと考えております。場合によっては垂直避難も考えてほしいと思っております。蓮田市の場合は家が流されるというような被害までは想定していませんが、助けが来るまでは2階で過ごしてほしいといったことをお願いしています。そういった色々なことに取り組んでいます。この問題は都市計画課だけではなく全庁で対策に取り組んでいきたいと考えています。

(金塚会長)

他にご意見ございますか。  
門井委員さん、どうぞ。

(門井委員)

1000年に一度の水害について図面に示しているが現実的にこのあたりの水位まで水が来ることが目で見てわかるような写真かなにかを使って言えると一般の人にもわかりやすいのではないのでしょうか。図面は図面で正しく表現されているとは思いますが、何箇所かの地点で良いので図示してもらおうと良いかと思えます。

(都市計画課)

p.2-38に想定最大規模降雨で一番浸水が深くなる場所をピックアップしているので、その場所など何箇所かについて3Dで表現というわけにはいかないかもしれないですが、視覚的に見やすくできる写真か絵を添えてわかりやすくしたいと考えています。

(門井委員)

この図でいうと西新宿の外れなど。浸水深が3mというのはわかりませんが、実際どのあたりまでになるかがわかりません。この辺りの人たちは床上浸水の経験値はあるので3mというのがどの程度なのかということが伝わるとういのかと思います。

(都市計画課)

わかりました。

(金塚会長)

確か川口だったと思いますが、過去の最大の水位を電柱に示しているものを見たことがあります。ここまで水が来るのかと実感できました。自宅にもハザードマップはあることを私は知っていますが家族にはわからないので、誰が見ても「1000年に一度、あるいは過去最大の水害ではここまで水が来る」という表示があれば、住民は市から要請が来る前に自分たちで危機感を持つようになると思います。そういった対策を入れ込んでいけばいいのではないかと思います。

ます。

(都市計画課)

それは実に有効な策だと我々も考えており、p.7-35の具体の取組とスケジュールのところではリスク低減策として小分類のソフト・洪水のところでは「洪水標識・避難施設案内の設置」という施策を位置付けているところです。読み上げますが「普段から浸水の可能性を周知するため、居住誘導区域内の道路の各所等に付近の避難施設の案内表示を兼ねた洪水標識（想定浸水深）を設置する」ことを取組のひとつとして掲げています。

(金塚会長)

他にご意見ございますか。

石川委員さん、どうぞ。

(石川委員)

先ほどのスケジュールの説明の中で、令和4年に公表という話がありました。私のところは浸水想定区域ではないが、西新宿・西城は床上床下浸水を経験している場所です。パブリックコメントの期間を設けていますが、意見が出た際には丁寧に住民の意見を聞いてほしいと思います。公表時期の目標を守りたいのは分かりますが、おそらく聞けば意見は出てくるのではないかと思います。地震を経験している人はあまりいませんが、浸水に関しては経験されている方が多く意見が出てくると思うので丁寧な対応をお願いします。

(金塚会長)

他にご意見ございますか。

豊嶋委員さん、どうぞ。

(豊嶋委員)

内容が的を射ていないかもしれませんが、防災指針に関しては県内ではまだ秩父市しか公表していないということで策定が難しいと思います。新型コロナウイルス感染症流行前であれば徒歩で避難所に逃げることを考えたと思いますが、流行後は私も車で逃げることを考えると思います。避難所は一人当たり一畳くらいのスペースに鯨詰めになってプライバシーもないイメージがあります。感染症拡大防止対策をとりながら避難するあり方が問われる世の中です。感染症対策について配慮するといった文章ではなく、より具体的な対策を入れることはできないでしょうか。

(都市計画課)

この防災指針は浸水想定区域に居住誘導区域を指定するためのものという位置付けとなっています。コロナ対策を踏まえた避難所のあり方ということについては危機管理課の方で策定している地域防災計画などで対策を定めることとなっています。ぼんやりとした内容になっているという指摘はごもっともだと思いますが、コロナ対策に対応して密を避ける避難所の設置といったことに関しては、立地適正化計画の中の防災指針では見きれていないところがあります。

(金子次長)

先ほどから出ている委員さんの意見は市民の目線からによるものだと思います。一方事務局としては、他にも色々な計画があるので詳細な内容は他の計画でという話をしていますので、質問と回答がすれ違っているような気がします。本日いただいた意見は先ほどのスケジュールの中にもあったように課長級の職員で構成している庁内検討会議、部長級の職員で構成している策定委員会という会議があり、そこにこういう意見が出されているということをお話ししながら計画をどのようにまとめあげていくか、検討いたしますのでよろしくお願い致します。

(金塚会長)

残り時間少なくなってきましたが、あとひとつかふたつご意見をいただければと思います。

(石井委員)

p.7-40の防災指針の目標値の設定ところで、自主防災組織の組織率について質問です。集計中であるというお話でした。住民にとって一番身近なことなので今日どのくらいの目標値を設定するのかを聞きたかったです。検討をよろしくお願ひします。

(増田部長)

数字が出ていなく申し訳ありません。ご承知の通り、蓮田市は自治会の加入率の低下が非常に大きな課題となっており、現在6割を切っている状態です。自治会に入っている人が自主防災組織に加入しているという現状であり、なかなか厳しい数字になっているということは認識しています。自治会加入率を上げる取組は行っていますが、住民の意識も変わってきているので自治会に入らなくてもいいという考えの人が増えています。いざ災害が起きると、正直な話市の職員だけで助けに行くことはできません。普段から自治会に加入していただき連携を図っていくことは市としても重大な課題であると認識しています。都市計画以外の部署においても同様に考えております。今のところ数字が出ておりません。申し訳ありません。

(石井委員)

今更の質問なのかもしれませんが、自主防災組織というのは自治会に入っていないと入れないものですか。

(金子次長)

自治会に入らなくても組織に入ることはできます。過去に浸水を経験している西新宿や西城などについては我々が思っている以上に自主防災組織がしっかりしています。それは住民の皆さんが常日頃から危機感を持っているので他の地区よりしっかりした組織になっているということです。逆をいうと、過去に被災していない地区については防災についての意識も低く、自治会の加入率も低くなっているというようなこともあります。今後市が防災関係の計画を作る際に、自助・共助・公助と言いますがそういうものを理解していただいて、自分たちでできることはやっただくということも必要なのかなと考えています。

(金塚会長)

全域で自主防災組織を作るという目標なので目標値が低い数字になってしまいが、リスクが高い地区の組織率を上げていこうという形のほうがいいのかと思います。

(石井委員)

これは、居住誘導区域内の浸水想定のあるエリアの組織率ということではないんですか？

(都市計画課)

居住誘導区域全体です。先ほど説明した3つのエリア全体ということです。

(金塚会長)

浸水想定区域だけ特出した方がいいのではないのでしょうか。

(都市計画課)

集計できるかどうかという問題がありまして。

(金塚会長)

先ほど西新宿はしっかりしているという話があったので、そういうところだけ拾い出す等検討してみしてほしいです。まだまだご意見あるかと思いますが、会議時間もだいぶ経過してまいりました。

(金子次長)

スケジュールを見ていただきたいのですが、本日は素案の中間報告ということですが、法的には最終的にこの都市計画審議会で諮問答申を行うことになっています。計画を先に作ってしまうと中身がわからないまま最後に諮問ということになってしまいます。本日は報告事項ということで進捗状況を報告させていただきました。期限は設けませんが、次の庁内検討会議は11月の月上旬を予定しています。その間に関東地方整備局に状況を報告することにもなっています。その間にいただいた意見についてはその都度対応していこうと思っていますので、お気づきの点があれば都市計画課までご連絡下さい。この後の予定としては、12月にパブリックコメント前の都市計画審議会でもう少し内容を固めたものをご報告できればと考えています。パブリックコメントの意見を受けて、先に進めるようであればスケジュールの通り進めていきますし、修正する必要があるれば若干スケジュールが遅れると想定しています。

(金塚会長)

新しく委員になられた方々もいるので、次回の審議会までに資料を見ておいていただきたいと思うので、資料を持ち帰って良いですか。

(金子次長)

どうぞお持ち帰りください。ただ、まだ案の段階ですので、外には出さないでいただきたいと思います。

(金塚会長)

次の議題に移ります。議事3その他について事務局からありますか。

閉会	<p>(都市計画課)</p> <p>次回の都市計画審議会は12月15日(水曜日)の午後を想定しています。</p> <p>内容は、「蓮田都市計画ごみ焼却、ごみ処理及び汚物処理場の変更」及び「特定生産緑地地区の指定」について諮問させていただき予定としております。また、「蓮田市立地適正化計画」について引き続き中間報告させていただき予定としております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>(金塚会長)</p> <p>皆さん、全体を通して何かございますか。まだまだ意見あろうかと思いますが、次回にご意見いただくということで本日の議事については全て終了させていただきたいと思っております。</p> <p>(金子次長)</p> <p>本日初めての会議ということで時間がかかってしまいましたありがとうございます。閉会のご挨拶は副会長からお願いします。</p> <p>(石井副会長)</p> <p>長時間になりましたありがとうございます。分厚い資料を細かいところまで作っていただいたのでより良いまちづくりができますようにこれから皆さんがんばりましょう。今日はありがとうございました。以上で令和3年度第二次都市計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----	--